

「やまがた太陽と森林の会（太陽光発電設備）」運営規約

（目的）

第1条 やまがた太陽と森林の会（太陽光発電設備）（以下「本会」という。）は、本会の参加者（以下「参加者」という。）が設置した太陽光発電設備により発電された電力のうち、自家消費したことにより得られる温室効果ガス削減効果の環境価値を取りまとめ、「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱」（平成25年4月17日付け経済産業省、環境省、農林水産省策定）に基づきJ-クレジットとして認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、地球環境の保全及び地球温暖化の防止に寄与する事業に活用し、低炭素社会を実現することを目的とする。

（運営及び管理）

第2条 本会の運営及び管理は、山形県（以下「運営・管理者」という。）が行う。

2 運営・管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会参加申込書の受理及び参加要件の確認に係る業務
- (2) J-クレジット認証委員会へのプロジェクト登録申請に係る業務
- (3) J-クレジット認証委員会への実績報告及びJ-クレジットの認証申請に係る業務
- (4) 認証されたJ-クレジットの換価に関する業務
- (5) 地球環境の保全及び地球温暖化の防止に寄与する事業への活用に係る業務

3 運営・管理者として必要な事務は山形県環境エネルギー部環境企画課において行う。ただし、運営・管理の全部または一部を外部に委託して行うことができるものとする。

（参加資格等）

第3条 本会の参加資格は、次のとおりとする。

- (1) やまがた太陽と森林の会入会申請日の2年前の日以降に太陽光発電設備を設置し、その発電量の全部又は一部を自家消費していること。
- (2) 太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力が10kW未満であること。
- (3) 発電量及び売電量を表示できる「エネルギー表示器」を設置していること。
- (4) 発生した環境価値の権利の放棄について同意すること。
- (5) J-クレジット制度のプロジェクト登録及び認証申請に必要となる報告及び審査に同意・協力すること。
- (6) 他の排出削減事業に参加していないこと。
- (7) 太陽光発電設備の設置に関し適用される関係法令（建築基準法や消防法等）を遵守していること。
- (8) 本会への参加日から起算して16年を経過していないこと。

（参加申込）

第4条 本会に参加しようとする者は、「参加申込書」に太陽光発電設備の導入を確認できる書類の写しを添えて、運営・管理者に提出するものとする。

(実績報告)

第5条 参加者は、運営・管理者から要請があった場合は、運営・管理者が指定する日までに、運営・管理者あてに、発電実績を郵送又は電子メールで報告しなければならない。

(業務の報告)

第6条 運営・管理者は、参加者に対して、第2条第2項各号に掲げる業務の実績について、年に1回、報告を行う。

2 前項の報告は、運営・管理者のホームページに掲載することにより行うものとする。

(設備の処分等)

第7条 参加者は、第3条第1項第8号に規定する期間内において、次の各号の一に該当するときは、その旨を運営・管理者に届け出なければならない。

(1) 太陽光発電設備が毀損され、又は滅失したとき。

(2) 太陽光発電設備を処分（売却、譲渡、交換、貸付又は担保に供することをいう。）しようとするとき。

(退会)

第8条 参加者は、いつでも本会を退会することができる。この場合において、参加者は、運営・管理者に「退会届」を提出するものとする。

2 運営・管理者は、次に掲げる事項に該当する場合は、当該参加者の退会措置をとることができる。

(1) 第3条に掲げる参加資格を喪失した場合

(2) 参加者が本会の目的に著しく相応しくない行動をとった場合

(3) 前項の届出があった場合

3 第3条第1項第8号の期間経過に伴い参加資格を喪失し、前項第1号により退会となった者は、第5条の規程にかかわらず、退会の日から1年を経過するまでの期間において、運営・管理者の調査に協力しなければならない。

(会費)

第9条 本会の会費は、無料とする。

(会の存続期間)

第10条 本会の存続期間は、Jークレジット制度の実施期間の終期までとする。

(個人情報の扱い)

第11条 個人情報の利用は、収集目的の範囲内で、具体的な業務に応じ、運営・管理者から権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて行うものとする。

(規約の改定)

第12条 本規約は、参加者の事前承諾を得ることなく必要に応じて改定できるものとする。なお、改定後の規約については、適宜参加者に報告するものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年1月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年8月1日から施行する。